

2018年度 日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項

学部留学生

日本政府文部科学省は、日本において、学部留学生として修学する外国人留学生を下記のとおり募集する。

記

1. 学部留学生の定義

大学の学部の課程に在学する者及びこれに先立ち日本語等予備教育を受ける者をいう。

2. 募集分野

学部留学生として日本での勉学を希望する者については、以下の（1）及び（2）から専攻分野を選択すること。第3希望まで選択することができる。

(1) 文科系

- ① 文科系A : 1. 法学 2. 政治学 3. 教育学 4. 社会学 5. 文学 6. 史学
7. 日本語学 8. その他

- ② 文科系B : 1. 経済学 2. 経営学

(注1) 「その他」の専攻を希望する者は専攻内容によっては受入大学がない等により受入れが困難な場合がある。

(注2) 「その他」の専攻には文科系Bの「経済学」、「経営学」に関する専攻内容は含まれない。

(2) 理科系

- ① 理科系A : 理学系 (1. 数学 2. 物理 3. 化学)、
電子電気系 (4. 電子工学 5. 電気工学 6. 情報工学)、
機械系 (7. 機械工学 8. 造船学)、
土木建築系 (9. 土木工学 10. 建築工学 11. 環境工学)、
化学系 (12. 応用化学 13. 化学工学 14. 工業化学 15. 繊維工学)、
その他 (16. 金属工学 17. 鉱山学 18. 商船学 19. 生物工学)
- ② 理科系B : 農学系 (1. 農学 2. 農芸化学 3. 農業工学 4. 畜産学 5. 獣医学
6. 林学 7. 食品学 8. 水産学)、
保健学系 (9. 薬学 10. 保健学 11. 看護学)、
理学系 (12. 生物学)
- ③ 理学系C : 1. 医学 2. 歯学

(注) 理科系を選択する者が複数の専攻分野を希望する場合、同一の系列（理科系A、理科系B及び理科系C）の専攻分野の括弧内から選択して記入すること。ただし、理科系Cを第1希望として希望する者は専攻分野が限られているため、第2希望として理科系B又はCから、また第3希望として理科系Bから選択することが可能。

3. 大学進学前の予備教育

- (1) 予備教育の内容：最初の1年間は、文部科学省が指定する予備教育機関（東京外国语大学又は大阪大学）に入学し、大学入学のために集中的な日本語教育、その他の予備教育を受ける。予備教育の修学年数は1年間であり、授業の内容は日本語教育を中心として日本事情、数学、英語、及び文科系は社会、理科系は物理・化学・生物等である。
- (2) 専攻分野の変更：文科系及び理科系相互間の専攻分野の変更は認めない。また、文科系のA、B間の変更及び理科系のA、B、C相互間の変更も認めない。

- (3) 履修科目の取扱：予備教育機関において定められた必修科目は留学生が既に日本以外の国の大で履修したものであっても、履修しなければならない。
- (4) 留意事項：予備教育機関において所定の課程の修了が不可能と判断された場合は大学への入学はできないので注意すること。（修了が不可能と判断された時点で奨学金は停止され、帰国することとなる。帰国情費も支給されない。）

4. 直接配置

- (1) 相当程度の日本語能力を有する者は、予備教育を経ず大学に直接入学を希望することが可能である。また、入学時点での日本語能力等を求める大学の学部が、予備教育を経ない受入れが可能な場合があり、当該学部に直接配置による入学を希望することも可能である。その場合、大学により、秋入学（2018年9月または10月に渡日し、学期を開始）となる場合がある。
- (2) 直接配置が可能な大学の学部リストは日本大使館又は総領事館（以下、「在外公館」という）から別途提供される。
- (3) 直接配置を希望する者の配置大学の決定は、文部科学省が当該大学と協議して決定するが、全ての大学が受入れを不可とした場合には不採用となる。申請に当たっては在外公館に照会の上、直接配置可能大学の学部・学科、受入れ人数、要件、留学開始時期等に注意し申請すること。

5. 大学教育等

- (1) 大学への進学：予備教育を修了した者は文部科学省の指定する大学の行う入学試験に合格後、当該大学に入学する。留学生が受験する大学は第1次選考の学科試験結果、予備教育機関における成績、留学生の専攻、大学の収容力等を総合的に考慮の上、文部科学省が予備教育機関及び当該大学と協議して決定する。この決定に対する異議の申立ては認めない。
- (2) 学年：学年は原則として毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (3) 授業の使用言語：授業は全て日本語で行われる。（日本語能力を求める大学への直接配置の場合を除く。）
- (4) 学位：進学大学に所定年数以上在籍し、その在籍する大学の定める単位を修得した者にはその専攻分野に従い学士の学位が与えられる。
- (5) 専攻分野の変更及び履修科目の取扱い：上記3.(2)の予備教育の取扱いと同様である。

6. 応募者の資格及び条件

文部科学省は、日本において修学することを通じ、日本と自国との架け橋となり、両国ひいては世界の発展に貢献するような人材を育成することを目的とし、外国人留学生を募集する。

- (1) 国籍：日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。
ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。選考は応募者が国籍を有する国に所在する在外公館で行う。
- (2) 年齢：原則として1996年4月2日から2001年4月1日までの間に出生した者。
- (3) 学歴：以下のいずれかの条件を満たす者とする。
 - ① 学校教育における12年の課程を修了した者、又は2018年3月までに満たす見込みの確実な者。（ただし、直接配置の秋入学希望者については、2018年8月までに満たす見込みの確実な者を含む。）
 - ② 高等学校に対応する学校の課程を修了した者、又は2018年までに満たす見込みの確実な者。（ただし、直接配置希望者は除く。）
 - ③ 上記以外の資格により、申請時点で日本の大学入学資格を有する者。

- (4) 日本語等：積極的に日本語を学習しようとする意欲のある者。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、原則として日本語で大学教育を受けようとする者。
- (5) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (6) 渡日時期：原則として2018年4月1日から4月7日までの間に渡日可能な者。直接配置により秋期入学となる場合には大学の指定する期日までに渡日可能な者。
- (7) 査証取得：原則として渡日前に入管法別表第一の四に定める「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。査証については、原則として国籍国に所在する在外公館での現地発給とする。
- (8) 卒業後：日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。
- (9) 次に掲げる者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。
 - ① 渡日時において、現役軍人または軍属の資格の者。
 - ② 文部科学省又は受入大学の指定する期日に渡日できない者。
 - ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学生であった者。
 - ④ 現在、日本政府（文部科学省）奨学金制度による他のプログラム（研究留学生・高等専門学校留学生・専修学校留学生等）との重複申請をしている者。
 - ⑤ 既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者、及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前までに私費外国人留学生として本邦大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本に留学中の私費外国人留学生であっても、年度内に修了し帰国することが確実な者については、この限りではない。
 - ⑥ 「卒業見込みの者」にあって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。
 - ⑦ 渡日後に本制度による奨学金と重複して日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
 - ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
 - ⑨ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

7. 奨学金支給期間

- (1) 2018年4月から2023年3月までの5年間（渡日直後から1年間の日本語等予備教育（以下。「予備教育」という）を含む。）とする。ただし、医学、歯学、獣医学又は6年制の薬学専攻の者は、2025年3月までの7年間とする。
- (2) 相当程度の日本語能力を有する者、又は日本語能力を求める大学に入学を希望する者に対して、予備教育を省略して直接大学への入学を認める場合（直接配置）には、奨学金支給期間は4年間（医学、歯学、獣医学又は6年制の薬学専攻の者は6年間）となる。また、早期卒業又は大学院への飛び入学のための学部退学の場合には、奨学金支給期間は卒業又は退学の時点までとなる。
- (3) 直接配置に係る奨学金支給開始時期は受入大学の事情を踏まえ、入学した時期からとする。
- (4) 6年制の薬学専攻については、実務実習前に実施される共用試験（CBT:Computer-based Testing、OSCE:Objective Structured Clinical examination）を受験し、実務実習に必要な一定基準を満たすことが不可能な場合は奨学金の支給を取り止めことがある。
- (5) 奨学金支給期間の延長について
学部における勉学を終えた後、大学院の正規課程（修士課程又は博士課程前期）に入学を許可された者で一定の基準を満たす特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長審査を受け、奨学金支給期間が延長されることがあるが、自動的に全員が認められるものではない。

8. 奨学金等

(1) 奨学金：月額 117,000 円を支給する。ただし、大学又は予備教育機関を休学又は長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。特定の地域において修学・研究する者には、月額 2,000 円又は 3,000 円を月額単価に加算する。なお、予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。

次の場合には奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき
- ④ 大学又は予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となつたとき。（なお、大学等において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。

(2) 授業料等：大学における入学金、授業料及び入学検定料は文部科学省が負担する。

(3) 旅費

- ① 渡日旅費：文部科学省は原則として旅行日程及び経路を指定して、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から成田国際空港、または受入大学が通常の経路で日本国内に到着する際の国際空港までの下級航空券を交付する。渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料等は留学生の自己負担とする。また、国籍国に在外公館が所在せず、査証申請のために第三国へ立ち寄り渡日する者について、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とする。原則として、国籍国以外への転居等を理由に国籍国以外から渡日する場合は航空券を支給しない。
- ② 帰国旅費：文部科学省は原則として大学を卒業し文部科学省が定める奨学金支給期間（上記 7.）の終了月内に帰国する留学生については、本人の申請に基づき、原則として成田国際空港、又は受入大学が通常の経路で使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。帰国する留学生の目的地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料等は留学生の自己負担とする。

（注1）自己都合及び上記 8. (1) ①～⑧の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

（注2）奨学金支給期間終了後、引き続き日本に滞在し（例：日本での就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

9. 選考及び結果通知

(1) 在外公館は、申請書類、筆記試験及び面接に基づき、第1次選考を行う。

- ① 文科系は数学、英語及び日本語の3科目を全員が必ず受験する。

- ② 理科系は数学、英語、日本語及び物理・化学・生物のうち2科目（選択）を含めた5科目を全員が必ず受験する。ただし、物理・化学・生物については、専攻分野に応じて、理科系Aは物理・化学を、理科系B及びCは化学・生物を選択すること。
- ③ 筆記試験の際は、電卓等の使用を禁止する。
- (2) 第1次選考の結果通知は在外公館が別途指定する日時とし、採否の理由は開示しない。なお、第1次選考に合格した者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。
- (3) 第1次選考合格者は在外公館から文部科学省に推薦され、文部科学省は第1次選考の結果に基づき、第2次選考を行う。その際、専攻分野ごとに選考を行う。
- (4) 第2次選考の結果は在外公館を通じて概ね渡日年の1月までに通知する。

10. 応募手続

応募者は以下の書類を一式として、在外公館にその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。

No.	書類種別	正本 1部	写し 1部	備考
①	申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2018年度版様式を使用のこと。(注4)
②	直接配置希望大学申請書	<input checked="" type="radio"/>	-	直接配置を希望する者のみ提出。(注4)
③	最終出身学校の全学年の学業成績証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
④	最終出身学校の卒業証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	卒業見込みのものは卒業見込証明書。(注5)
⑤	最終出身学校の長又は担任教員の推薦状	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式は自由。サンプル有。
⑥	健康診断書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2018年度版様式を使用のこと。
⑦	在学証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	大学等に在学中の者のみ提出。
⑧	大学入学資格等認定試験合格証明書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	大学入学資格等認定試験合格者のみ(注5、6)

(注1) 黒丸の書類は該当者のみ提出すること。

(注2) 全ての書類は日本語又は英語により作成するか、日本語又は英語による訳文を必ず添付すること。

(注3) 全ての書類は、正本一式、写し一式の2部にそれぞれまとめて提出すること。またすべての書類の右上には必ず①～⑧までの申請書類番号（表のNo.参照）を記載すること。

(注4) 申請書及び直接配置希望大学申請書は2018年度版様式を使用すること。貼付する写真は、最近6か月以内に撮影した鮮明な画質で写真専用の用紙に印刷されたものとし、大きさは4.5×3.5cm、上半身・正面・脱帽のこと。また写真の裏面に国籍及び氏名を記入すること。申請書のデータに写真のデータを貼り付け、申請書ごとに印刷することは可とする。

(注5) 最終出身学校の卒業証明書及び大学入学資格等認定試験合格証明書は卒業証書及び合格証書の写しでも代用可。ただし、その場合は当該出身学校、試験施行機関等の責任者による確認証明を付すこと。

(注6) 大学入学資格等認定試験合格者が応募する場合、大学入学資格等認定試験合格証明書を提出すれば、③学業成績証明、④卒業証明書、⑤推薦状の提出は省略可能。

11. 注意事項

- (1) 渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度の違い、大学の

状況等について、あらかじめ承知しておくことが望ましい。

- (2) 渡日後奨学金を受給するまで1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (3) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (4) 宿舎について

① 予備教育期間中の宿舎

留学生が在籍する東京外国語大学又は大阪大学の宿舎に入居することができる。

② 大学の留学生宿舎

留学生のための専用宿舎が設置されている大学に入学する者は、希望すれば、所定の条件の下に入居することができる。ただし、居室数に限りがあり、希望者全員が入居できるとは限らない。

③ 民間の宿舎等

上記の宿舎に入居しない場合は大学の一般学生寮や、民間の宿舎に自己負担で入居することとなる。なお、家族を帶同する場合、家族用の宿舎の確保は極めて困難な状況にあるので、採用者が渡日後、宿舎を確保の上、配偶者・家族を呼び寄せること。

- (5) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

なお、卒業後に日本政府から元国費外国人留学生に情報提供を求める事項については協力すること。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受け入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生を紹介するために、公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。

- (6) 募集要項、申請書類に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (7) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (8) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。